

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(環境局自然環境部計画課)……………一
- 漁港漁場整備法の規定による漁港の区域等の変更……………(港湾局離島港湾部管理課)……………一
- 東京都漁港管理条例第八条の二の規定による甲種漁港施設の変更……………(同)……………二
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出(三件)……………(下水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定(三件)……………(同)……………五

告示

●東京都告示第八百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事

業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和二年六月十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社W S a T
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
墨田区江東橋三丁目三番七号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 松田 宗法
- 四 その他
一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第八百四十三号

平成十五年東京都告示第五百九十八号により告示した、二見漁港における保全上特に必要があると認めて指定する漁港の区域について、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十九条第五項の規定に基づき、次のとおり変更する。

令和二年六月十五日

二見漁港漁港管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 水域

二見漁港沖防波堤(東京都小笠原村父島字奥村地先)西端から二見漁港西防波堤(同字清瀬地先)南端までに引いた線の北側の陸地並びに沖防波堤及び西防波堤に囲まれた海面(別図参照)

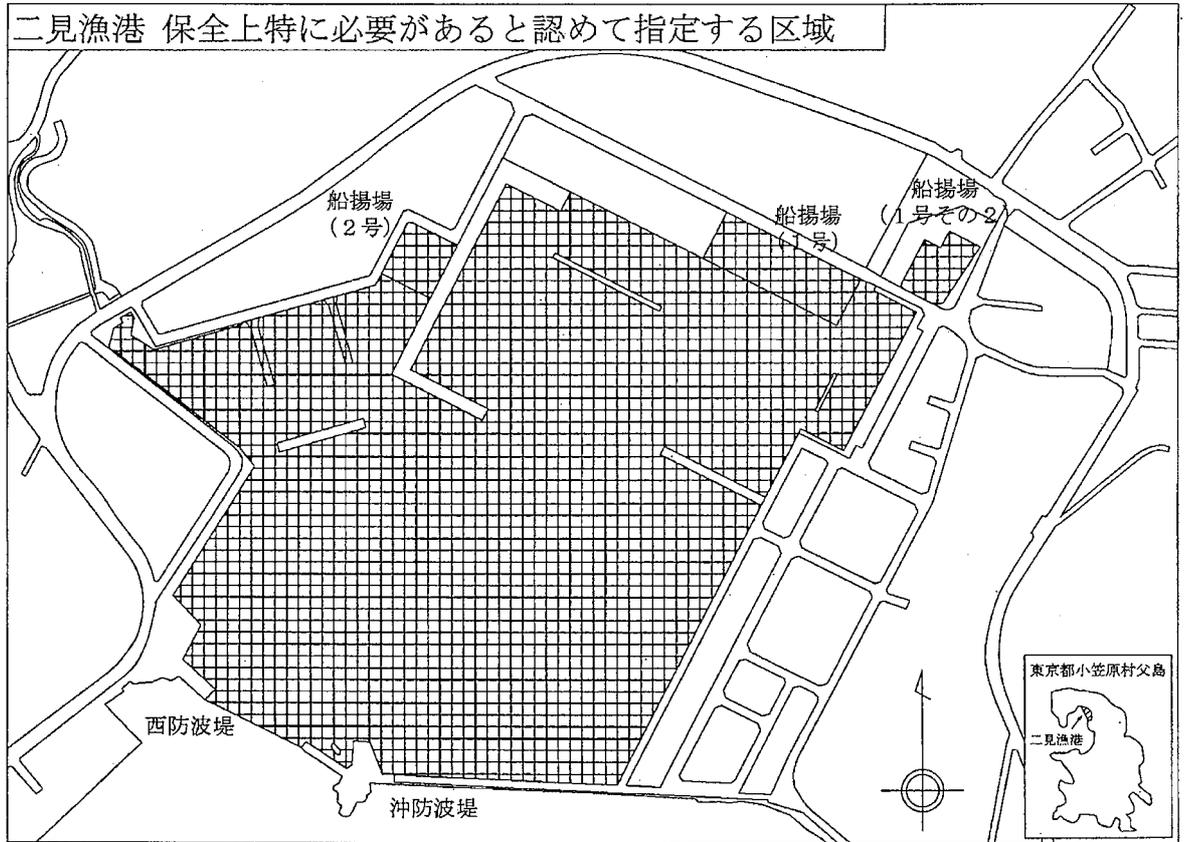
二 陸域

船揚場(1号)、船揚場(1号その2)及び船揚場(2号)(東京都小笠原村父島字奥村)(別図参照)

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

別図



●東京都告示第八百四十四号

平成十五年東京都告示第六百十四号により指定した、停泊、停留、係留又は陸置きに利用させるための甲種漁港施設について、東京都漁港管理条例（昭和四十二年東京都条例第四十七号）第八条の二の規定に基づき、次のとおり変更する。

令和二年六月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 漁港名 二見漁港

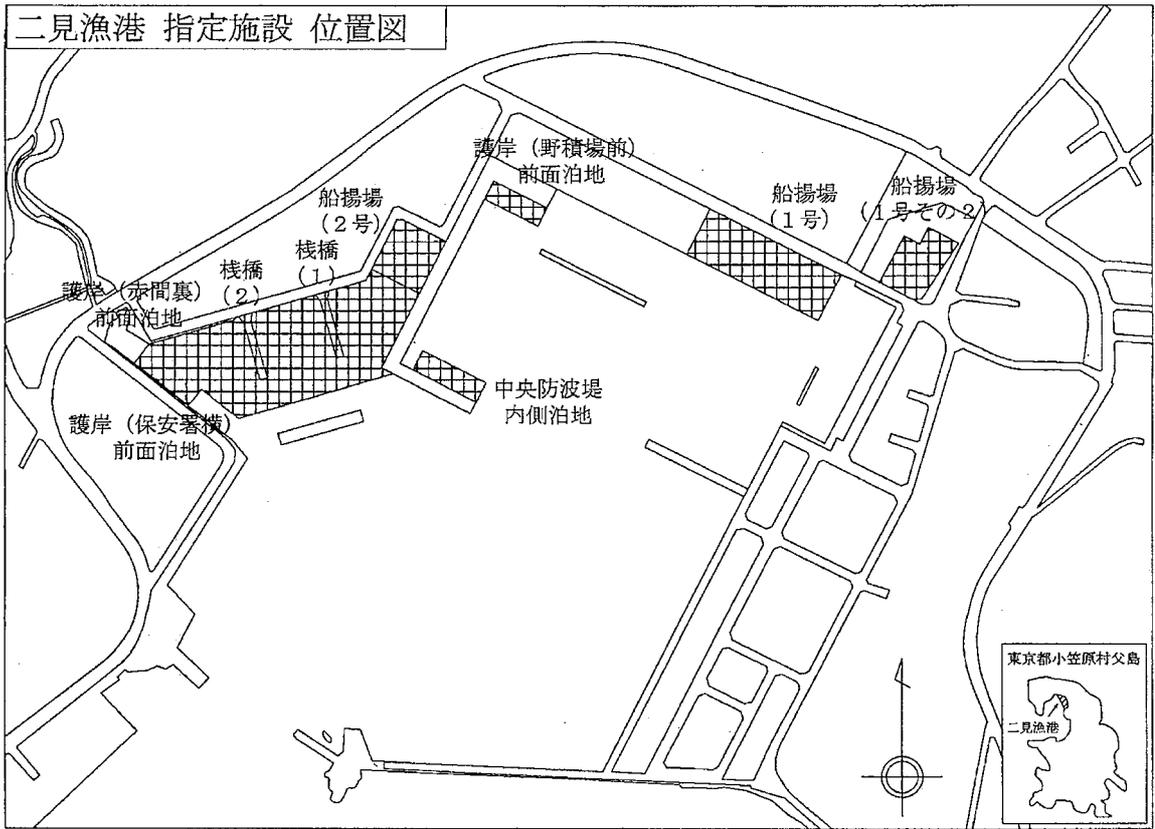
二 変更後の施設（別図参照）

施設の種類	施設の名称	所在地
棧橋	二見漁港棧橋（1）	東京都小笠原村父島字奥村
	二見漁港棧橋（2）	同右
船揚場	二見漁港船揚場（1号）	同右
	二見漁港船揚場（1号その2）	同右
泊地	二見漁港船揚場（2号）	同右
	二見漁港護岸（保安署横）前面泊地	東京都小笠原村父島字清瀬
	二見漁港護岸（赤間裏）前面泊地	東京都小笠原村父島字奥村
泊地	二見漁港護岸（野積場前）前面泊地	同右
	二見漁港中央防波堤内側泊地	同右

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

別図



公 告

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和二年六月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新事業所 所在地	旧事業所 所在地
令和二年 三月	四八〇四	株式会社 NOM	豊島区池袋 二丁目五十 五番十二号 セビア池	豊島区池袋 二丁目五十 五番十二号 野村ビル
同月十 三日	四九一四	ホクヨー 住宅設備 株式会社	袋Ⅱ二〇三	大田区西六 郷三丁目十 七番二十二 号 コーポ ・アイー〇 五号
同月二 十一日	三三六一	株式会社 三恵設備	大田区西六 郷三丁目十 七番二十二 号 コーポ ・アイー〇 七号	江戸川区南 小岩一丁目 三番七号 江戸川区南 篠崎町一丁 目二十四番 二十一号

二 代表者を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名
令和二年 二月	五五八七	株式会社 アメニテ	古川 雅道	谷崎 憲一

十日

イ・プラ
ス

同月十 四〇三五 株式会社 山本誠四郎 山本 晃美

同日 積壺

同月十 三八七九 有限会社 杉田 泰之 杉田 恵子

同日 ベストワ
ーク

同月二 一八四七 東陽設備 長谷川 洋 卯月 一郎

同日 三五三九 株式会社 佐藤 昭吾 大林 浩

同日 ユーリン

同日 三八二七 株式会社 岡田不二夫 岡田 映二

同日 岡田工業

令和二 三三一五 有限会社 岡野 吉央 岡野 勝治

年二月 勝水道工
業所

日 業所

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に
ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都
指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があっ
たので、同規程第七条の規定により公告する。

令和二年六月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は
月日 名称 新事業所
令和二 五三四四 株式会社 墨田区本所 墨田区亀沢
年三月 BOND 三丁目十二 三丁目十四

六日

S F A
C T O R

同日 五四四七 株式会社 世田谷区上 豊島区巢鴨

同日 オートビ
ック

同日 北沢四丁目 三丁目二十

同日 十九番六号 四番五号

同日 大成設備 新宿区西新 新宿区西新

同日 株式会社 宿二丁目六 宿二丁目六

同日 番一號 新 番一號 新

同日 宿住友ビル 宿住友ビル

同日 十七階 四十五階

同日 株式会社 江戸川区北 江戸川区東

同日 イッシ工 篠崎一丁目 小岩一丁目

同日 業 二番十七号 四番七号

同日 株式会社 足立区伊興 足立区伊興

同日 早矢住住 三丁目八番 四丁目十五

同日 設 一號 番一號

同日 金杉設計 渋谷区恵比 世田谷区太

同日 寿南三丁目 子堂五丁目

同日 七番二號 五番六号

同日 ハイネス代 ビーネサイ

同日 官山七〇三 号室 ネリア三〇

同日 荒川区荒川 江戸川区西

同日 二丁目三十 葛西一丁目

同日 五番二號 十一番八号

同日 株式会社 MONST YLE二〇 〇八号室

同日 代表者を変更した事業者

二日 同日三 一二六八 有限会社 倉田 洋子 倉田 千博
十日 倉田商事

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に
ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都
指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があっ
たので、同規程第七条の規定により公告する。

令和二年六月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は
月日 名称 新事業所
令和二 五二五九 株式会社 昭島市宮沢 昭島市中神
年四月 アシスト 町三丁目三 町千百六十
三十日 番九号 二番地十
同日 二九九九 昭和设备 葛飾区西亀 葛飾区西新

同日 株式会社 有四丁目十 小岩三丁目

同日 三番十六号 十四番十五
号

二 代表者を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は
月日 名称 新代表者名 旧代表者名
令和二 五六四一 株式会社 鍋島 達哉 尾沼 明

年四月 テクノエ
同日 二七〇六 東洋熱工 安達 泰弘 谷口 昌伸

同日 業株式会
社東京本
店

同月二 三九四〇 株式会社 織田 和幸 織田 鐵心
 十八日 織田ホー ム機器

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和二年六月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五六五八	株式会社 エヌ・ケイ・ワイクス	中山 駿	渋谷区幡ヶ谷三丁目五十二番四号
五六五九	株式会社 p e . t a	江川 貴司	中野区本町六丁目二番十一番十六号 C A S A 新中野四〇二号室
五六六〇	株式会社 河手設備	河手 洋平	東村山市諏訪町一丁目十三番八号 サニコーポ一〇一号室
五六六一	株式会社 久保住設	久保 浩	練馬区旭町一丁目十一番十号 B 一
五六六二	有限会社 安田設備	安田 智	東久留米市中央町三丁目二番十一号
五六六三	株式会社 青田設備	青田 知也	八王子市大楽寺町二百五十一番地十一

二 指定年月日
 令和二年三月十一日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和二年六月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五六六四	高南設備	田村 隆	新宿区北新宿一丁目三十五番一号 コンシエリア新宿 North Front i e r 一〇二
五六六五	テクニカルワーク株式会社	石渡希利人	葛飾区堀切二丁目三十三番七号
五六六六	株式会社 アクアライン	大垣内 剛	千代田区霞が関三丁目二番五号 霞が関ビル三十階
五六六七	有限会社 下橋設備	石津 政義	江戸川区松江四丁目十一番八号
五六六八	有限会社 大健工業	大山 健	新宿区下落合三丁目二番十八号
五六六九	株式会社 ALI O N 東京営業所	海保 達也	江戸川区篠崎町二丁目十二番十一号

五六七〇 株式会社 神奈川保 健事業社
 西之宮 聡 国立市富士見台三丁目三十三番地一 エクシード国立二番館 三〇五号室

二 指定年月日

令和二年四月八日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和二年六月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五六七一	株式会社 臯月設備	田中 薫	足立区椿二丁目二十番七十四号
五六七二	株式会社 田井設備工業	田井健太郎	狛江市東野川二丁目十三番十一号
五六七三	株式会社 I G A R I	猪狩 光吉	世田谷区若林一丁目十八番一号 ウエストハイツ根岸五〇二号室
五六七四	騰飛テック株式会社	魏 雪梅	江東区平野四丁目五番十二号
五六七五	株式会社 山銀	大橋 智之	墨田区吾妻橋一丁目一番四号 リバーサ

一 イドオオハシ一〇〇
 町田市本町田二千二百三十二番地十七
 安部 和馬
 株式会社 水と設備
 五六七六
 二 指定年月日
 令和二年四月二十二日
 テーシ
 アクアス
 有限会社 加藤 友樹
 五六七七
 大田区山王一丁目四十二番三号 トーホ
 ービル三〇二

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

